

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和7年1月 30 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 2400418 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 2400075 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成 28 年 12 月 25 日は 10 万円、平成 30 年 12 月 25 日は 18 万円に訂正することが必要である。

平成 28 年 12 月 25 日及び平成 30 年 12 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 28 年 12 月 25 日及び平成 30 年 12 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 28 年 12 月
② 平成 30 年 12 月

A社から請求期間①及び②に支給された賞与について、厚生年金保険料が控除されていたが標準賞与額の記録がないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与支払明細票、A社の事業主が日本年金機構に提出した請求期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届（令和 6 年 7 月 26 日受付）、同社が加入している B 健康保険組合の標準賞与額に係る記録により、請求者は、平成 28 年 12 月 25 日及び平成 30 年 12 月 25 日に同社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、各請求期間の標準賞与額を、請求期間①は 10 万円、請求期間②は 18 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 28 年 12 月 25 日及び平成 30 年 12 月 25 日の賞与について、請求期間当時、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 28 年 12 月 25 日及び平成 30 年 12 月 25 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：関東信越（受）第2400430号

厚生局事案番号：関東信越（厚）第2400076号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和60年1月31日から同年2月1日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

昭和60年1月31日から同年2月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和60年1月31日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生年月日：昭和35年生

住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：昭和60年1月31日から同年2月1日まで

厚生年金保険の記録によると、A社から関連会社のB社に出向していた期間における被保険者記録に1か月の空白が生じているが、当該期間もA社に在籍し、同社及びB社に継続して勤務していたので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業主の回答、事業主から提出された社内履歴書、組織図及び請求者に係る雇用保険の加入記録により、請求者は請求期間においてA社に継続して在籍し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、事業主は、請求者は請求期間においてA社に在籍してB社に出向しており、同社が厚生年金保険の適用事業所となるまではA社で厚生年金保険の被保険者とする取扱いであったと考えられる旨陳述しているところ、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和60年2月1日であることから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を同日とし、請求期間に係る標準報酬月額については、同社における昭和59年12月のオンライン記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和60年1月31日から同年2月1日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年

金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているが、昭和 60 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日までの期間について、事業主が資格喪失年月日を昭和 60 年 2 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 1 月 31 日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格喪失年月日として健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和 60 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。